

4. 特例措置の適用を受けるために必要な書類

○ 本特例の適用を受けるに当たっては、申請者は以下の書類を税務署に提出する必要がある。

(1) 家屋又は家屋及び敷地等を譲渡する場合

- ① 譲渡所得の金額の計算に関する明細書
 - ・確定申告書の提出に合わせて、「譲渡所得の内訳書」として提出。
- ② 被相続人居住用家屋及びその敷地等の登記事項証明書等
 - ・法務局にて家屋及びその敷地等の登記事項証明書等を取得可能。
- ③ 被相続人居住用家屋又はその敷地等の売買契約書の写し等
 - ・家屋又は敷地等の買主との売買契約書の写し等を提出。
- ④ 被相続人居住用家屋等確認書
 - ・被相続人居住用家屋の所在市町村に申請し、交付を受ける。(詳細は次頁)
- ⑤ 被相続人居住用家屋の耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書の写し

証明書類	発行機関
耐震基準適合証明書	・建築士(建築士法第2条第1項) ・指定確認検査機関(建築基準法第77条の21第1項) ・登録住宅性能評価機関(住宅に品質確保の促進等に関する法律第5条第1項) ・住宅瑕疵担保責任保険法人(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項)
建設住宅性能評価書の写し	登録住宅性能評価機関

(2) 家屋の取壊し、除却又は滅失後の敷地等を譲渡する場合(各書類の詳細は(1)と同じ)

- ① 譲渡所得の金額の計算に関する明細書
- ② 被相続人居住用家屋及びその敷地等の登記事項証明書等
- ③ 敷地等の売買契約書の写し等
- ④ 被相続人居住用家屋等確認書